

当社を退職された方の個人情報の取扱いについて

会社が保有する個人情報のうち、退職者の雇用管理に関する個人情報(以下、雇用管理情報という)についての取扱いを下記の通り通知します。

1. 雇用管理情報の取扱いに関する基本方針

会社は、退職者の雇用管理情報を取扱うにあたっては、個人情報の保護に関する法律(以下、個人情報保護法という)、及び会社規則に定める規定に従って適正に取扱う。

2. 会社が取得・保有する個人情報

NO	区分	内容
1	人事・労務管理情報	氏名、氏名NO、生年月日、性別、住所、電話番号、所属、職名、グレード・レート、職種、家族情報、評価情報、受験情報、表彰・懲罰、学歴、職歴、所属歴、異動等に関する本人申告情報、退職金情報等
2	給与情報	職能給、諸手当、諸給付、諸控除、賞与、勤務状況、給与等振込先口座、所得税、住民税等
3	教育・研修、能力情報	教育・研修受講歴、保有資格、将来育成計画、各種部会入会情報、学会加入情報等
4	福利厚生情報	財形貯蓄、従業員持株会、団体保険、各種見舞金、住宅補助、銀行等融資、日立INS会等
5	社会保険情報	健康保険、厚生年金、労働保険等
6	健康情報	健康診断結果情報(定期・特種・雇入れ等)、休職等に係る健康情報等
7	その他	所得税源泉徴収及び雇用促進に必要な心身の障害に関する情報、知的財産権に関する情報等

3. 利用目的

(1) 退職者の雇用管理情報に関する利用目的を次の通り特定する。尚、利用目的を変更する場合は別途その利用目的を通知又は公表する。

NO	内容
1	退職者に対する会社からの案内等の送付のため
2	在職中における勤務・給与・健康情報等の記録を管理するため
3	社会保険関係に係る各種問合せに対応するため
4	企業年金の支給等のため
5	その他上記に付随する退職者管理を実施するため

(2) 上記の利用目的を超えて会社が退職者の雇用管理情報を利用する場合は、別途その利用目的を通知又は公表し、退職者からの同意を得るものとする。

4. 第三者への提供等について

会社は、下記の場合、書面による送付、データ等電子媒体の送信、または口頭等の手段により、上記2に記載の雇用管理情報を、第三者に提供、委託及び第三者と共同して利用(以下、共同利用という)することがある。

(1) 個人情報保護法第23条第1項第1号乃至4号に該当する場合。
具体的には次の通り。

	法令に基づく場合。
	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合。
	公衆衛生の向上、又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合。
	国の機関、地方公共団体、又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

(2) 上記3.(1)の利用目的を達成するために必要な範囲において、第三者(株式会社日立製作所及び日立グループ各社、日立製作所健康保険組合、当社の年金制度及び福利厚生制度を運用する上で提供を必要とする金融機関、国・地方公共団体・官公庁、人事異動及び人員配置を検討・実施する上で、その都度関係する企業・団体等)に提供、委託、及び共同利用する場合。

5. 退職者の権利等について

- (1) 退職者も会社に対して、一定の手続により、会社が保有する自己の個人データの開示を求めることができる。但し、開示を求められた個人データのうち、次に該当する項目については開示しない。

	人事異動・格付・育成計画・採用選考等の判断過程における個人データ
	従業員の評価・格付に係るデータ
	退職者は会社に対して、会社が保有する自己の個人情報等の利用、第三者への提供の停止を求めることができる。但し、会社規則に反する場合、法令に定めがある場合等は、個人情報等の利用、第三者への提供を行わない場合がある。

- (2) 会社が開示した結果、誤った個人データがあった場合、退職者は会社に対して訂正、または削除を求めることができる。但し、会社規則に反する場合、法令に定めがある場合等は、訂正または削除を行わない場合がある。
- (3) 退職者は会社に対して、会社が保有する自己の個人情報等の利用、第三者への提供の停止を求めることができる。但し、会社規則に反する場合、法令に定めがある場合等は、個人情報等の利用、第三者への提供を行わない場合がある。
- (4) 退職者が、個人情報の提供を行わなかった場合、または会社が保有する個人データの訂正・削除、並びに個人情報等の利用、第三者への提供の停止を求め、これが実行された場合、会社の諸制度、サービスを受けられない場合がある。

以上